

議会審議をピックアップ!

こんなことが決まりました

平成26年6月11日から開催した「平成26年第2回熊野町議会定例会(6月)」に、町長から報告が2件、議案が6件提出され、慎重な審議を行い、全て原案どおり可決した。
また、農業委員会委員の推薦も行われ、議会から3人が推薦された。

条例

■税条例

地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、軽自動車税の税率の引き上げ等を行うもの。

主な内容

【原動機付自転車】

- 50cc以下……………1千円↓2千円
 - 50cc超〜90cc以下…1千2百円↓2千円
 - 90cc超〜125cc以下…1千6百円↓2千4百円
 - 125cc超〜250cc以下…2千4百円↓3千6百円
 - 250cc超……………4千円↓6千円
- 【軽四輪車】
- 自家用乗用車……………7千2百円↓1万8百円
 - 自家用貨物車……………4千円↓5千円

報告

■繰越明許費繰越計算書(一般会計)

平成25年度予算の8千665万1千円を平成26年度に繰越。

■一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況

平成25年度決算・26年度予算について状況を報告。今年度は「やなせたかしワールド」などの展示事業等を計画している。

予算

■平成26年度一般会計補正予算

255万8千円増額

議会推薦

■農業委員会委員

前委員の任期満了に伴い、議会より新たに農業委員3名の推薦を行った。

(任期3年)

中原裕信、荒瀬穂積、民法正則

ズバリ、町政を問う!

10人の議員が一般質問(全20質問)を行い、町の施策等について町執行部と議論を交わした。



南田秀夫議員

Q 受迫溜池の経過について

A 登記簿名義をどうするか等は、所有者が決める問題である。(三村町長)

A

所有権は、明治23年、熊野村議会の議決及び熊野村の譲渡の意思表示に基づいて移転しており、登記簿の所有者欄にもその旨が記載されている。120年も前の議決や意思表示に錯誤があったかどうかの立証は困難であり、現在、それを議論する意味・必要性はないと考えている。賃貸借に関しても、当初契約から半世紀余りの間に、学校が利用できない等の不利益が生じたこともなく、借地契約の継続も問題ないと考えている。最後に、登記を行うか否か、登記簿名義をどうするか等は、「籠池受迫」の関係者間で判断されることと考える。

Q

国より譲渡された村有溜池133筆は、議会決議により受迫溜池に所有権登記されたが譲受人には、人格が無く無効であるので、町に所有権更正を要求する。

佛圓大源議員

Q 庄賀地区へ派出所の設置を

A 住民全体の暮らしを守るという観点で設置位置を定めるよう強く要請する。(三村町長)

A

交番の設置は広島県警察本部が所管するところではあるが、現在の施設も老朽化しており、建て替えの際には、住民全体の暮らしを守るという観点で設置位置を定めるよう強く要請するとともに、その実現に向け、町はどのような支援、協力が可能なのかを、今後検討していく。

Q

萩原の庄賀地区は、近年、コンビニ、スーパー等が出店し、昼夜を問わず遅くまで賑わっており、安心・安全な町づくりからも海田警察署の派出所を設置してはいかがか。

山吹富邦議員

Q ふるさと納税について

A 寄附金は、「筆の里づくり基金」に積み立て、筆文化を継承する取組みの財源として活用している。(三村町長)

A

平成20年に「ふるさと納税」の制度が始まり、昨年度までに185万円弱の寄附金が町に寄せられた。昨年度から、2千円以上の寄附者全員に筆の里工房の入館引換券を、1万円以上の寄附者には熊野筆を贈呈している。その結果、昨年度は例年を大きく上回る61万円の寄附金が寄せられ、その全額を「筆の里づくり基金」に積み立て筆文化を継承する取組みの財源として活用している。返礼品の贈呈は、寄附に感謝するとともに、本町や熊野筆のPRと観光客の招致を目的とするもので、昨年度の記念品購入費は約4万円である。

Q

「ふるさと納税」による寄附金受領の現状と取組み、寄附金の使途を聞く。また、昨年度、開始した「返礼品」の取組みの趣旨と記念品購入に要した額を問う。